

八千代市消費生活センター

令和 3 年度 11 月新規受付相談状況

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	79 件	87 件	722 件
問い合わせ	10 件	9 件	72 件
要 望	0 件	0 件	0 件
計	89 件	96 件	794 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

11 月の新規相談件数は 89 件でした。

今月は、「ネット購入で詐欺にあった！」と訴える相談が目立ちました。ほとんどは格安商品に惹かれ、サイトの安全性を確認しないまま購入手続きをしてしまい、その後、不安になり口コミ情報などを検索し「詐欺だ」という文字に慌てて相談するといったケースです。また、サイト利用料金請求（ワンクリック詐欺に該当）に困惑する相談もありました。

似たようなケースでは、自分のスマホに再三入る間違いメール(実は詐欺メール)に、親切心から「宛先を間違っている」と、返信したことを機に若い女性を装う相手とつながり、金銭請求に応じてしまったが詐欺だったという、困惑と怒りの相談もありました。コロナ禍では、インターネットでの買い物やワンクリック詐欺、ネットのデート商法など、危ないサイトや詐欺メールにいつも以上の注意が必要です。

その他には、しつような電話勧誘が不快で不審だという相談もあります。事業種は様々で、コロナ禍で通常の販売行為が難しく事業者も必死です。しつような電話勧誘に対しては、「いらない」「必要ない」といったハッキリとした態度で臨みましょう。電話勧誘はクーリング・オフの対象ですが、書面を受け取った日から 8 日間と期間が決まっています。不安に思ったら早い対応が求められます。